

# 令和6年度定時評議員会議事録

公益財団法人東京都農林水産振興財団

令和6年度定時評議員会 議事録

- 1 日時 令和6年6月21日（金）午前10時00分～午前11時15分
- 2 場所 東京都立川市富士見町3丁目8番1号  
（公財）東京都農林水産振興財団立川庁舎 講堂  
※ Web会議システムによる出席者は、自宅・職場等の各会場から出席
- 3 評議員の現在数 15名
- 4 出席要件 8名
- 5 出席評議員の数及び氏名 9名 青山 侑  
木村 康雄  
福田 珠子（※）  
庄司 良雄（※）  
橋本 弘山（※）  
吉本 昂二  
榎園 弘（※）  
矢田部 裕文  
三尾 淳（※）
- 6 出席理事の数及び氏名 2名 寺崎 久明（理事長）  
濱松 潮香
- 7 出席監事の数及び氏名 2名 大森 淳子（※）  
傳田 純  
  
※は、Web会議システムによる出席
- 8 議長 矢田部 裕文
- 9 議事録署名人 三尾 淳  
榎園 弘

10 議事録の作成に係る職務を行った者 理事長 寺崎 久明

11 議題

- (1) 報告事項 令和5年度事業の報告について
- (2) 決議事項 第1号議案 令和5年度決算の承認について  
第2号議案 評議員・役員の選任について

12 会議の概要

(1) 開会

進行役を務める中屋管理課長が、評議員会の開会を宣言した。

(2) 評議員等の紹介

管理課長が、出席評議員及び新任幹部職員を紹介した。

(3) 定足数報告

議事に先立ち、管理課長が出席状況を述べ、定款第23条に定める定足数を満たしていることから、本評議員会が成立していることを報告した。

(4) 開会挨拶

開催にあたり、寺崎理事長が以下のとおり挨拶を述べた。

(寺崎理事長)

本日は、御多忙の中、評議員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また日頃より、当財団の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り重ねて御礼申し上げます。

本日の評議員会でございますが、令和5年度の事業報告と決算を中心に、ご審議いただく予定としております。評議員の皆様には、どうぞ忌憚のないご意見ご質問をいただければと存じます。

さて、世界経済は回復の兆しを見せつつも、世界的なエネルギーや原材料価格の上昇、国内にあっては円安の影響もあって不透明な経済状況が続いており、生産者をはじめ、事業者、消費者の生活に大きな影響をおよぼしてまいりました。特に、生産者や事業者におきましては、生産物や商品への価格転嫁にまだまだ課題があり、経営の悪化が懸念されているところでございます。

また、少子高齢化の進行は、各産業における労働力確保を激化させ、特に所得向上が課題となっている農林水産分野においては、労働力不足が今後一層深刻なものとなってきおり、懸念されているところでございます。

さらに、気候変動による異常気象や自然災害の増加は、農林水産業に大きな影響を及ぼしています。環境保護と持続可能な生産方法の導入は急務となっています。

このような中、昨年度におきましては、「稼ぐ農林水産業」の実現を目指し、関係機関と連携して、基礎的な事業から時代のニーズに応じた事業まで着実に実施してまいりました。

農業分野では、就農準備支援のための農場開設に向けた取組や東京産ブランド農産物の育成事業を実施し、新たな農業者の確保と高収益な農業経営の実現に向けた支援を行ってまいりました。

林業分野では、林業技術者の育成やTOKYO MOKUNAVI（とうきょう もくナビ）による情報発信を行い、「東京の木 多摩産材」の認知度の向上とその利用拡大を図ってまいりました。

試験研究部門では、高収益型生産技術の開発、東京オリジナル農産物の開発などに取り組み、その研究成果を現場へ還元し、農業分野のDX強化に取り組んでまいりました。

さらに内部管理では、人材育成やデジタル化を推進するなど、自立的な構造改革に努めてまいりました。詳細につきましては、後ほど事務局より報告させていただきます。

また、本日は、現在の取組状況の報告といたしまして、事業部門からは、『東京産パッションフルーツの産地リレー式メニューフェアの開催』につきまして、試験研究部門からは、東京型スマート農業の新展開として実施しております『農業体験農園のデータ共有システムによる農園管理法の実証』につきまして、それぞれ担当の課長からご報告させていただきます。

当財団では、社会経済情勢の変化に迅速かつ弾力的に対応するため、東京都をはじめ、関係団体の皆さま方と連携し、東京の農林水産業の振興に向けて、着実な事業の推進と、それを実現するための体制づくりに積極的に取り組んでまいります。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

#### (5) 議長の選任及び議事録署名人の選出

定款第22条の規定に基づき、出席した評議員の互選による議長の推薦を求めたところ、「事務局一任」の声があった。事務局として矢田部評議員に依頼したところ、矢田部評議員が承諾し、議長に就いた。

続いて、定款第27条第2項の規定に基づき、議長の他に2名、議事録署名人の選出を問うたところ、「議長一任」の声があり、議長は三尾評議員、榎園評議員を指名し、両評議員が承諾した。

#### (6) 報告事項 令和5年度事業の報告について

議長は理事長に対し、報告事項について説明を求め、松岡事務局長が配布資料に基づき、説明を行った。

続いて、議長が評議員に対し、質問及び意見を求めたところ、以下の質疑応答があった。

(青山評議員)

詳細な説明ありがとうございました。報告を受け、財団が大変充実した事業を行っているということが分かった。財団においては、政策的な事業と試験研究が大きな柱になっていると思うが、それらは戦後の食糧難時代を経て、その後全国47都道府県それぞれの気候や経済事情、また地域の人々の生活事情等、それぞれの地域特性にあ

った形で展開してきたものだと思う。それが先ほどまで説明のあった、品種改良や東京由来の新品種の開発ということにも繋がってきているのだと思う。また農林水産各種の政策的な事業については、他県にはない東京の問題点や課題に対応するということが、非常に特色のあるものだと思う。また、現代の農業分野のDX化や気候変動問題、また海外も含めた品種改良というような流れの中で、東京の農業者は財団が行っている事業を非常に頼りにしているので、ぜひこれからもさらに充実していただくよう頑張っていたきたい。

今度の国会において、いわゆる農業の憲法といわれる、食料・農業・農村基本法の抜本改正が成立した。政府は食料自給率の向上だけでなく、昨今の国際情勢が緊迫していることなどを背景に、作付け品目を国が指示できるということになった。これは、良く言えば画期的、悪く言えば不安に感じる法律でもある。今後、国の食料安全保障という種類の政策は、激変していくことも十分に有り得る。

国の諸制度も大変頼りにしていることは否定しないが、やはり、財団や東京都の行っている事業は、地域特性に沿った政策と試験研究を重点に実施していることから、大変頼りにしている。

試験研究においては、東京都の場合のご承知のように消費地に非常に近いということから、品目についても東京都独自の特性がある。東京の試験研究機関から色々指導して頂いたり、試験研究結果等を活かしたものでないと、東京の農業は持たないのではないかと感じる。

さらに、東京都の相続税の納税者は、この10年間で全国平均の2倍になっており、相続税の納税額も全国平均の2倍となっている。これは要するに、地価が高いところで農業を行っているという困難さや不利な点もある。東京の農業政策は財団を通じて実施されているので、さらに政策を充実させていっていただきたいと願う。ありがとうございました。

(寺崎理事長)

ありがとうございました。ただいま青山評議員よりお話がありましたとおり、先月、今国会で食料・農業・農村基本法が約20年ぶりに改正されました。その内容としては、食料をめぐる世界的な情勢の変化を受けて、食料安全保障の抜本的な強化や、また環境と調和のとれた食料システム等への産業の転換というような考え方が示されたと承知しております。

農業の関係について言えば、持続可能性と収益性の高い経営との両立が求められている中で、確かに東京の農業では、全国的に見ても様々な独自性や地域特性を活かした取組が行われておりますことから、財団といたしましても、引き続き東京都の農林水産部としっかりと連携を図りながら、試験研究成果を着実に還元するとともに、さらなる政策事業の充実にも取り組んでまいりたいと考えております。

さらに意見及び質問を求めたところ、他に質疑等はなく、報告のとおり了承された。

#### (7) 決議事項 第1号議案 令和5年度決算の承認について

議長は理事長に対し、第1号議案について説明を求め、事務局長が配布資料に基づ

き、説明を行った。

次に、議長が監事に対し、監事監査の結果について報告を求め、大森監事が「監査報告書」を基に、事業報告、計算書類及び附属明細書並びに財産目録等が適切に処理されている旨を報告した。

続いて、議長が評議員に対し、質問及び意見を求めたところ、質疑等はなく、承認について挙手を求めたところ、全員より挙手があり、第1号議案は原案のとおり承認された。

(8) 決議事項 第2号議案 評議員・役員の選任について

議長は理事長に対し、第2号議案について説明を求め、事務局長が配布資料に基づき、説明を行った。

評議員候補2名、理事候補8名、監事候補2名について1名ずつ表決が行われた。

各評議員、理事、監事について、評議員全員より、原案通り可決することで異議なしの挙手があり、議長が原案の候補者のとおり可決する旨宣した。

以上をもち、決議事項に対する審議を終了した。

審議終了後、議長が評議員に対し、本日の議事全般について質問及び意見を求めたところ、他に質疑等はなく、議長は本日の評議員会への協力に感謝を述べ、議長を降りた。

(9) 閉会

閉会の前に、今年度に入ってから財団の取組事例として、武田地産地消推進課長より「東京産パッションフルーツ産地リレー式メニューフェアの開催」について、宮崎スマート農業推進室長より「東京型スマート農業の新展開」について、それぞれ配布資料に基づき説明した。

事務局からの報告及び財団運営全般について質問及び意見を求めたところ、質疑等はなく、管理課長が評議員会の閉会を宣言した。

以上、相違ないので、記名、捺印する。

令和6年6月24日

議 長 矢田部 裕文

議事録署名人 三 尾 淳

議事録署名人 榎 園 弘